

第 3 2 回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成 22 年 3 月 24 日 (水) 14 : 00 ~ 14 : 40

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 12 階 共用第 1208 特別会議室

3 出席者

【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、縣委員、阿藤委員、安部委員、宇賀委員、佐々木委員、
首藤委員、椿委員、廣松委員、山本委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所次長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政
策局調査企画課課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部
長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報政策本部長、
日本銀行調査統計局審議役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

堀田内閣府総括審議官、乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、北田内閣府大臣官房
統計委員会担当室参事官、會田総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 専門委員の発令等について
- (2) 諮問第 23 号の答申「自動車輸送統計調査の変更について」
- (3) 諮問第 25 号「経済産業省生産動態統計調査の変更について」
- (4) その他

5 議 事 録

樋口委員長 定刻になりましたので「第 32 回統計委員会」を開催いたします。本日は井
伊委員、津谷委員が所用のためご欠席でございます。

それでは、議事に入る前に本日用意されている資料についてご説明をお願いいたします。

統計委員会担当室長 それではお手元の資料を紹介させていただきます。

資料 1、「統計委員会専門委員名簿」。

資料 2、「部会に属すべき専門委員の指名について」。

資料 3 「諮問第 23 号の答申『自動車輸送統計の調査の変更について』(案)」。

資料 4、「諮問第 25 号『経済産業省生産動態統計調査の変更について』」でございま
す。また、議事次第にありますように参考資料が 4 つございます。ご確認いただけたらと

思います。

樋口委員長 それでは議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

まず、統計委員会専門委員の発令等でございますが、本日諮問されます「経済産業省生産動態統計調査」の審議に参加していただくために、お手元の資料1のとおり、3月24日付で任命されております。また部会に属する専門委員について、資料2のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

次の議題に入ります。諮問第23号の答申「自動車輸送統計調査の変更について(案)」について首藤部会長からご報告をお願いいたします。

首藤委員 それでは、ご報告いたします。

「自動車輸送統計調査の変更について」は、平成22年1月25日に開催された統計委員会で、総務大臣から諮問され、サービス統計・企業統計部会に審議を付託されました。

本件に関して、これまで3回の部会を開催して審議を行いまして、このたび答申案を取りまとめるに至りましたので、ご報告いたします。

資料3の答申案をご覧ください。また、審議の状況につきましては、資料3の参考資料2「第16回サービス統計・企業統計部会結果概要」がございますので、併せてご参照ください。

資料3でございますけれども、まず、「承認の適否」及び「理由等」を記述して、最後に「今後の課題」について記述するという構成にしております。以下順番にご説明します。

「承認の適否」につきまして、「統計法第10条各号の要件に適合しているため、変更を承認して差し支えない」といたしました。ただし、一部計画の修正が必要と考えられましたため、2の「理由等」で指摘した事項等について、計画を修正することが必要であるとしております。

2につきましては、「調査対象の範囲等」、「調査事項」、「調査方法」、「集計事項」の4つの事項ごとに、その判断の理由を記述しております。それぞれ簡潔にご説明申し上げます。

まず、「(1) 調査対象の範囲等」でございますけれども、これは「標本設計等の見直し」と「調査対象の範囲の変更」の2つに大別しております。

「標本設計等の見直し」につきましては、事業用貨物自動車とそれ以外の自動車、具体的には自家用でございますけれども、これを区分して記述しております。1つ目の「事業用貨物自動車に係る標本設計の変更」につきましては、車両単位の層化抽出から事業所単位の層化抽出に変更するということと、それまで2月、6月、10月に実施してまいりました詳細調査とそれ以外の月に実施してまいりました簡易調査、この区分を廃止するという計画です。

これについては、自動車運送事業者情報がデータベース化されたということで、新たに行政記録情報を用いて事業所単位で標本設計を行うことになりました。報告者の負担軽減に配慮しつつ、調査の効率的な実施に資するものであることから、おおむね適当と判断い

たしました。

ただし、事業用貨物自動車の選定に関しましては、調査の偏りの無いように、選定される自動車が固定化されないよう変更する必要があるといたしました。

2つ目の「事業用貨物自動車以外の自動車に係る標本調査の平準化」でございますけれども、これは従来と同様に層化抽出を行う。他方で、平成16年1月から自動車登録ファイルに記録されています走行距離等を活用した推計方法を導入することにより、詳細調査と簡易調査の区分を廃止する計画でございます。これにつきましては、新たに利用可能となりました行政記録情報を用いて推計を行い、統計の精度を確保しつつ、効率的な調査の実施に資するという事で、適当と判断いたしました。

次に、「イ 調査対象の範囲の変更」でございますけれども、利用ニーズの変化を勘案いたしまして、自家用貨物自動車のうち軽自動車、自家用乗合自動車及び自家用乗用車自動車につきましては調査対象から削除する計画でございます。これにつきましては、貨物輸送全体に占める割合が大きくないこと、報告者の負担を軽減すること、それから他の統計調査、具体的には自動車燃料消費量調査でございますけれども、これによってある程度代替データの提供が可能であること、そういったことを踏まえたものであり、やむを得ないと認められますが、より信頼性の高い代替データの整備について配慮する必要があるとしました。

この自家用自動車を調査対象から排除することにつきましては、前回の統計委員会でもご指摘がございました。部会におきましても具体的な代替データの作成方法等について審議をいたしまして、当面の措置としては過去のデータ、調査結果を用いた推計によって一部代替データの提供が可能であると分かりました。今後、細部の信頼性を高めるための措置が必要であることから、後ほど課題のところで代替データの作成公表を指摘しております。

「(2) 調査事項」でございますけれども、前の部分と関連いたしまして「調査事項の追加、削除」を記述しております。

最初に追加についてですけれども、先ほどご説明いたしましたとおり、事業用貨物自動車につきましては、車両単位から事業所単位の層化抽出に変更する、それに伴いまして事業所用の調査票を追加する、調査対象事業所における月間の輸送量等も把握する計画でございます。これは負担が新たに発生するという事でございますけれども、より正確に母集団推定を行うために必要でございますので、適当と判断いたしました。

次に「調査事項の削除」ですけれども、まずは規制緩和によって特別積合せトラック調査が廃止された。また、自動車燃料消費量調査によって、より精度の高い燃料消費量を把握することが可能になった。それから、高速自動車国道の利用の有無に関しましては、この調査が非常に限られたサンプルで精度上の問題があることに加えまして、道路管理会社等において通行量等の情報が提供されているという実態がございます。こういう点を踏まえまして、これらの削除は適当と判断いたしました。

「(3) 調査方法」ですけれども、これまでの地方支分部局を經由した調査員調査から本省直轄の郵送調査とする計画です。これは調査の効率的な実施、公表の早期化に資すると同時に、郵送調査に関しましては民間委託のコールセンター等を設置して効果的かつ効率的に実施するというような措置を講じるということが行われてございますので、適当と判断いたしました。

次に、「(4) 集計事項」でございますけれども、今回の標本設計や調査事項等の変更に伴いまして、1つは事業用貨物自動車の表章区分を細分化する。他方で自家用旅客自動車等を調査対象から削除したり、特別積合せトラック調査を廃止することに関連して、集計事項及び詳細調査の細目集計事項を削除する計画でございます。

事業用貨物自動車の表章区分の細分化については、利用者の利便に資するということが適当であると判断いたしました。集計事項の削除についても、調査対象の範囲の変更とか調査事項の削除に対応した措置であること、調査票情報の二次利用等によりある程度代替が可能であることです。統計作成の効率化及び迅速化という観点から、おおむね適当と判断いたしました。

ただし、標本設計の変更によって発生する統計の断層あるいは自動車燃料消費量調査に移行される燃料消費量等について、統計の継続性の確保の観点から検証して接続係数の作成等、適切な措置を講じる必要があるといたしました。

最後に、「今後の課題」として3点記述しております。

第1点は、本調査における品目分類でございますが、前回の統計委員会でも申し上げましたけれども、昭和58年4月以降改正されていないので、利用ニーズとか他の輸送統計との関係にも留意しつつ、産業構造の変化への対応、報告者負担の軽減等の観点から、改正について検討する必要があるといたしました。

2つ目が「時系列データ等の整備」でございます。先ほどご説明いたしましたが、調査計画の変更に伴いまして、調査対象から削除される自家用旅客自動車等の輸送量につきまして、他の統計調査、あるいは行政記録情報を活用した推計方法を開発することにより、代替データを作成・公表することを検討する必要があるといたしました。

また、利用ニーズを踏まえつつ、本調査の結果データを一定期間蓄積した上で、都道府県単位の輸送トン数等を作成・公表する可能性についても検討する必要があるといたしました。

最後、3つ目ですが、長期的な視点に立つ「自動車輸送統計の今後の在り方」です。今回の調査計画の変更に関連し、部会で非常に議論されましたのは、大局的な観点から今後の方向性について議論を行って、中長期的な課題というものを取りまとめる必要があるということで、3番目を取り上げているわけでございます。

この自動車輸送統計調査は重要な調査ではありますがけれども、輸送区間ごとに輸送貨物の品目とか重量等を調査するといった報告者負担が非常に大きいものです。他方で、より信頼性の高い時系列データの整備も求められていることから、将来的には行政記録情報の

更なる活用及び他の輸送関連統計調査との連携・役割分担を図り、自動車輸送統計の体系的な整備の在り方について検討する必要があるといたしました。

以上、答申案についての、私からのご説明でございます。

樋口委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問お願いいたします。いかがでしょうか。特に、体系的な大局的な観点からという最後の点は非常に重要なことだろうと思います。

廣松委員 今、委員長が触れられた点で、これは部会の中でも何回も議論になったわけですが、この調査はあくまでも自動車による輸送の統計でございます。特に自家用乗用自動車、いわゆるマイカーに関して、今までは輸送手段の1つとして含めていたわけですが、最近のマイカーの使い方というのは単に輸送ではなくて、極端に言うと消費に近いような使い方がある。そこまでこの統計の中でとらえるのは、現状ではほとんど不可能だと。あるいは極端な場合、そういうマイカーの使い方等に関しては、事業所単位ではなくて、家計なり世帯を対象とするような調査を考える必要がある。今回、諮問に係りました自動車輸送統計調査の審議範囲を超えるものですから、ここではあくまでも今後の課題として、中長期的な問題という形で整理したわけですが、その点は恐らく何らかの形で把握していくことを考える必要があるのではないかと思います。

その論点をどこで取り上げるのか、ここがまた難しいところではありますが、ただ、今回の部会審議の中でそのような問題提起がされたということに関しては、それは明確に委員会の議事録にでも残していただきたいと思います。

以上です。

樋口委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

それでは、今のご指摘を真摯に受け止めまして、どこかにテークノートするということにしたいと思います。

それでは、ただいまの答申案についてお諮りいたします。「自動車輸送統計調査の変更」について、本委員会の答申は資料3の案のとおりとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員了解)

樋口委員長 ありがとうございます。では、資料3によって総務大臣に対して答申をさせていただきます。首藤部会長を始め、部会委員の皆様ありがとうございました。どうもご苦労さまでした。

それでは、次の議題に移ります。「諮問第25号『経済産業省生産動態統計調査の変更について』」、総務省から説明をお願いいたします。

総務省 伏見統計審査官 総務省政策統括官室でございます。資料4によりまして、経済産業省生産動態統計調査の変更について、ご説明させていただきます。

資料4の5ページのところに、現在の経済産業省生産動態統計調査の概要をポンチ絵で

書かかせていただきました。

「調査の目的」でございますが、この調査は、鋳工業の生産活動の動態を明らかにし、鋳工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として、昭和23年1月から毎月実施されております。振り返れば、戦後昭和21年頃から産業団体によって本調査は実施されております。その後、旧統計法が昭和22年3月に成立いたしまして、同年11月26日に旧統計法上の指定統計調査ということにいたしまして、翌23年1月から毎月実施されているものでございます。

次に「調査の概要」でございます。この調査の対象範囲でございますが、本調査の基本的なコンセプトといたしまして、日本標準産業分類の製造業の中分類ごとにおおむね80～85%のカバレッジを保持するという考え方をもって、調査対象の選定を行っております。

まず、でございますが、鋳産物及び工業品のうち特定の約1,800品目を生産する事業所のうち経済産業大臣が定めるもの、それからでございますが、生産事業所のほかに、例えば本社事業所でございますとか販売管理を行っている事業所についても、調査対象にいたします。OEM生産等の生産委託をやっている場合におきましては、発注元について調査をするというような形で調査対象を決めてございます。

「報告事項」でございますが、基本的には「製品」から「生産能力」、こういった調査事項を設定しております。

「製品」については、生産、受入、消費、出荷、月末在庫、「原材料」につきましては、消費、月末在庫、「燃料・電力」については消費、「労務」については月末常用従業者数、月間実働延人員、「生産能力、設備」については生産能力であるとか月末の設備台数等について調査をしております。

席上に調査票をお配りさせていただいておりますが、調査票は品目群ごとに全体で114月報、114種類の調査票で調査をしています。調査品目群によりまして若干品目ごとの特性に応じて調査事項が異なるという形態をとっています。

「調査の期日」でございますが、基本的に毎月末日現在で把握してございます。

次に「調査系統」でございますが、最初のでございますけれども、繊維製品とか陶磁器等の産業、いわゆる中小の地場産業については、経済産業省から都道府県の統計主管課を経由いたしまして、統計調査員あるいは郵送・オンラインで報告者に調査を行うという形をとってございます。

中規模の事業所につきましては、経済産業省の地方支分部局でございます経済産業局を通じて、調査員調査または郵送等の調査で行っております。大企業が属する大規模な事業所につきましては、経済産業省が直轄で郵送又はオンライン調査をしております。

「結果の公表」でございます。速報につきましては、ここにありますように調査月の翌月末、確報につきましては調査月の翌々月の中旬、年報については翌年6月ごろの取りまとめとなっております。

下にをつけてございますが、取りまとめ結果につきましては7種類の報告書が出てお

ります。例えば「鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計」ですと、まず統計速報があって、同月報があって、同年報があるという3段階の公表になっております。これらは印刷物のほかに、当然ホームページでも公表しているところでございます。

次に、この調査がどういうところに利用されているかというものが、次のページにございます「経済産業省生産動態統計調査結果の利用状況」でございます。

まず、「行政施策上の利用等」でございますけれども、何といたっても景気判断・産業活動分析関連に多く使われております。一番最初にございますが、鉱工業指数の基礎データということで、現在IIPにつきましては17年基準でございますけれども、生産・出荷・在庫の指数については約500品目が採用されておりますが、このうちの約450品目は経済産業省生産動態統計調査の調査品目から採用しているということでございます。

SNA絡みでは、QEの関係で製造業部門の推計に本データを使っております。

10府省で作成しております産業連関表基本表、それから経済産業省で作成している延長表がございますが、これらの基礎データとしても本調査が活用されているところでございます。

そのほか、2の産業振興対策等関連でございますが、まず中小企業対策といたしまして、現在、中小企業信用保険法に基づくセーフティーネット保証制度というのがございます。この中で不況業種に指定されますと、信用保証協会から特別枠の債務保証を受けられるという制度がございますが、この不況業種の指定に当たって本データを活用して判断しているところでございます。

グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」が、閣議決定レベルで策定されておりますが、その中で国が重点的に調達を推進すべき環境物品、特定調達品目でございますが、どういう品目を採用するかという決定に当たりましても、本調査の品目別の生産量等を参考に決定されております。

個別産業について各種施策の企画立案であるとか需給動向見通し作成の基礎データとしても、本調査が活用されているところでございます。

そのほか、民間におきましても、例えば日本製紙連合会等の団体において製紙業界の本データを使いまして、製紙産業の現状分析等を行って公表しているところでございます。

企業におきましては、経営判断であるとか業況判断の基礎資料として活用しているところでございます。金融機関、大学等におきましても、経済見通しであるとか経済動向分析、需要予測等々のデータとしても活用されているところでございます。

7ページですけれども、23年1月からの経済産業省生産動態統計調査の主な変更内容でございます。まず、「調査対象品目の変更」でございます。生産規模の縮小などにより、月々の動態を把握する必要性が乏しくなった品目等の削除・統合ということでございます。全体で現在1,796品目を調査しておりますが、これを削除・統合等によりましてトータルで1,674品目に縮小する計画でございます。具体的には最初の左側の にございますが、化学工業用炉等の生産規模が縮小している33品目について削除いたします。また、肉類加

工機械と水産加工機械など、個々には生産規模が縮小しておりますが、統合すればある一定規模になるということで、こういった 151 品目については統合して 62 品目を採用しております。

次に「調査事項の変更」です。先ほど、本調査については 114 月報あると申しあげましたが、そのうちの 109 月報につきまして、何らかの変更をしております。

まず、「『燃料・電力』欄の廃止」ですが、ここにありますように、現在、「紡績系月報」「陶磁器月報」等の 16 月報において「燃料・電力」欄を設けて、これらの消費を把握しております。しかしながら、経済産業省所管の別途の統計調査、具体的には経済産業省特定業種石油等消費統計調査、「石消」と呼ばれている調査であるとか、平成 20 年度から資源エネルギー庁でエネルギー消費統計調査、これは業種横断的に年次でとらえる調査が発足しております。このようなことから、それら調査との調整ということもございまして、代替統計が得られるということで、「燃料・電力」欄について、全ての月報から削除する計画でございます。

次に、「『労務』欄の変更」でございます。これは「月末常用従業者数」というワーディングを使っていたわけですが、この中には派遣労働者や出向者も含めて把握しておりましたが、通常、常用従業者数の概念には派遣労働者とか出向者を含めないというのが一般的ですので、表現を適切化するというので「月末従事者数」というワーディングに変えたいということでございます。

また、「月間実働延人員」は 72 月報でとらえておりますが、これは従前、加工組立型産業について、月間の実働延人員と月末の常用従業者数を見ることによって、ある程度の稼働状況を見ていたわけですが、試行した結果、十分な稼働状況が把握できず活用も困難ということで今回削除することとしております。

3 番目に「『設備、生産能力』欄の変更」でございます。ここにありますように、タフティングマシン等というのは、絨毯の織機ですが、従前は台数別をとらえていたのですが、やはり能力を的確にとらえるためにはどれだけの広さを織ることができるかというような生産能力を的確に把握することが必要ということで、3 品目について変更するということでございます。

また、カーナビゲーションシステム等、今後生産規模が拡大されるような 12 品目、7 月報については、「生産能力」欄を設け、的確に把握したいということでございます。

その他の変更事項でございますが、ここにあります「機械器具月報(その 44)産業車両」の出荷等につきましては、従前は数量、重量ベースと金額ベースで調査しておりました。これについては記入者負担、報告者負担の軽減という見地から変更を予定しております。

「太陽電池モジュール」の生産量については、従前は枚数でとっていたわけですが、このほかに生産内訳等として容量ベースでも生産・販売・在庫について調査したいということで、特性に応じた調査事項を追加したいということでございます。

そのほかにも下にございます「調査票の変更」もございますが、先ほど申し上げましたように、調査品目をかなり縮小いたしますので、個々の調査票ごとの品目数が減るわけでございます。「写真感光材料月報」、「有機薬品月報」等を統合して「有機薬品及び写真感光材料月報」、それから「金属鉱物月報」等3つの月報について、「鉱物及びコークス月報」に統合いたします。

もう一つは調査票間での品目の移行ということで、現在、「機械工具月報」でとらえています中に、例えば自動車用機械工具で洗浄機器と公害測定機器がございますが、洗浄機器については、その他の月報の業務用サービス機器の中で把握をするよう移行する。公害測定機器については、「機械器具月報(その46)計測機器」の中に環境計測機器という品目がございますので、これに含めて調査するという工夫を図ってございます。

以上が今回の改正計画のおおむねの概要でございます。

9ページをご覧いただきたいと思えます。参考までに、現在の製造業に関する生産動態統計調査の整備状況をまとめさせていただきました。横軸に製造業の各2桁の中分類ごとに、各調査がどういう範囲で調査をしているかということを示したものでございます。

一番上の経済産業省生産動態統計調査が、一番幅広く月次の動態をとらえていることが分かると思えますが、例えば、医薬品・医療用機器については、厚生労働省が薬事工業生産動態統計調査ということで調査をしてございます。食料品製造業の関係については、農林水産省が牛乳乳製品統計調査等で調査をしております。造船造機、鉄道車両といったものについては、国土交通省の方で毎月調査をしているところでございます。

もう1枚おめくりいただきまして、今は動態統計調査を見たわけでございますが、こちらは製造業に関する構造統計と動態統計の実態を示したものでございます。構造統計としては、何といたっても毎年実施されている工業統計調査がでございます。これは工業の実態を明らかにするというので、製造業に格付けされた事業所の活動に着目して、調査を行っております。基本的には毎年12月31日現在でとってございますが、西暦年の0、3、5、8年は全数、それ以外の年は従業者4人以上を悉皆で調査するというものでございます。

一方、動態統計調査としては、先ほど申し上げましたような経済産業省の生産動態統計調査を始めとして各省庁がそれぞれ所管の品目等について調査を行っている実態がございます。

工業統計調査と生産動態統計調査の違いを見ますと、ここに出荷ベースと生産ベースと書きましたけれども、工業統計調査につきましては、あくまでも事業所、工場から出荷された、その段階の出荷ベースでデータをとらえている。

一方、生産動態統計調査というのは、指定品目に着目してデータをとる。そういうことで自家使用されたものであるとか、生産工程の中で消費される、投入される、そういったものについても指定品目であれば、その品目についての生産量を把握するという違いがございますけれども、基本的には構造統計と動態統計ということで、工業統計とその他各省の生産動態統計調査があるということでございます。

11 ページの参考 2 をご覧いただきたいと思います。これは昨年 3 月に閣議決定されました「公的統計の整備に関する基本的な計画」でございます。最初のパラグラフにございますように、現在、各府省が分散的に整備している製造業の生産動態に関する統計の一本化について、検討等を行うこととするという方針が決められております。

具体的には真ん中の箱にありますように、4 省で行っている基幹統計調査については、府省横断的な生産動態に関する統計（生産動態統計（仮称））を一つの基幹統計とし、各省それぞれが所管する生産動態統計調査を実施する体系への再編を検討する。これを 25 年度までに整備を図るということで、決定されているところでございます。

これを受けての政府での検討でございますが、参考 3 をご覧いただきたいと思います。現在、私どもを含めて関係 5 省の課長クラスで、「生産動態統計の整備に関する検討会議」というのを 2 月 26 日に立ち上げました。その下に補佐クラスのワーキンググループを設置いたしまして、月 1 ～ 2 回の検討会議を行っているところでございます。

その際に決められた具体的な検討課題ということで、まず「府省横断的な生産動態に関する統計のイメージ」について、少し詰めを行う必要があるだろう。

、でございますが調査項目なり用語の定義の統一化、「公表方法、公表時期の統一化」等々につきまして、今後検討していくということで合意を見ているところです。

具体的な検討スケジュールも 5 省で合意をしているところでございます。まず、22 年 6 月頃を目途といたしまして具体的な検討課題の抽出・整理をし、優先順位を付けまして、具体的な検討課題別の検討スケジュールを設定する。これを 6 月までにやろうということでございます。

そして、平成 24 年 8 月頃に、新体系の調査について結論を得るということを考えてございます。

それ以降、具体の調査票なり調査要項等の改正手続き、統計委員会への諮問・答申を予定しておりまして、平成 26 年 1 月以降については新体系の調査に移行したい。このようなスケジュール感で、今、検討を行っているところでございます。

以上が、今回の経済産業省生産動態統計調査の変更に係る諮問の概要でございますが、本日諮問いたしまして、5 月の統計委員会でご答申いただければと考えているところでございます。

私の方からは以上です。

樋口委員長 ありがとうございます。

製造業の統計は多数存在しますし、複雑だということで構造統計と動態統計の関係について、私どもの方から整理してほしいとお願いして資料を作っていただきまして、よく分かりました。

この件について、今、ご説明のありましたとおりでございますが、産業統計部会に付議し、詳細については同部会でご審議いただきたいと考えておりますが、特段ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、産業統計部会でご審議いただきたいと思います。また、その結果につきましては、本委員会にご報告いただくこととします。廣松部会長、よろしくお願いいたします。

それでは、次のトピックに移ります。「統計委員会から学会等への研究開発に関わる要請」について、事務局から報告をお願いいたします。

統計委員会担当室長 それではお手元に配布しました参考資料3をご覧ください。

本件は、基本計画の中で統計委員会として取り組むべき課題として挙げられた施策を具体化するものですが、前回、椿委員からの具体的なご提案に基づきまして、参考資料3にありますとおり、要請文を日本品質管理学会の鈴木会長にお渡しいたしました。本日、この場で報告させていただきます。

なお、この要請を受けまして、日本品質学会では、早速、統計の品質評価に係る研究会を立ち上げられることとなっております。

前回申し上げましたけれども、このような取組みは、今回1回限りのものではありませんので、引き続きご提案を委員の方からいただければと思います。

以上です。

樋口委員長 事務局からの説明でしたが、椿委員から何か補足はございますでしょうか。

椿委員 参考資料3に基づきまして、乾室長が、ここにございます日本品質管理学会長の鈴木和幸教授と面談をしていただきまして、それを受けて、鈴木会長も非常に積極的に取り組んでいただきまして、3月11日の日本品質管理学会理事会において、「統計データの質マネジメント研究会」というものを、5月を目途に発足させる。委員の数は20名とするということで、それに対してそれなりの適切な予算措置をとっていただくということにしました。

私は当初、活動期間を2年と申し上げたのですが、理事会の方でこれは3年を要してもいいのではないかとということで1年の追加が認められた形になっています。会長トップダウンの計画研究会という形で発足させるということになりました。

人選については、各府省の方も参加していただけるということ。品質管理学会周辺でかなり統計に関して詳しい方、あるいは日本統計学会の方をお招きする。それから、民間の方、民間の中でも特にデータの質マネジメント等に関係しているような方、データの調査に関する認定・認証というものをやっている方々も含めて20人ぐらいの人選を行うということで、話が進んでおります。

先ほど申し上げましたように、5月を目途に研究会活動を開始したいと考えているところです。

樋口委員長 どうぞよろしくお願いいたします。今、ご説明いただきましたように、オブザーバーとして各府省の皆様にも、是非参加していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

この件について何かございますでしょうか。

よろしければ、本日の議題は以上です。最後に次回の日程について、事務局から連絡をお願いいたします。

統計委員会担当室長 次回の統計委員会については、4月16日金曜日15時から、本日より同様にこの会議室において開催いたします。会合の詳細につきましては、正式な開催通知をもってお知らせいたします。よろしくお願いいたします。

樋口委員長 以上で本日の統計委員会は終了いたしますが、最後に事務局からお知らせがございます。

統計委員会担当室長 この後、引き続き、前回お知らせいたしましたように、「統計委員会と統計利用者との意見交換会」を予定しておりますので、委員の皆様におかれましてはご出席をいただきますようお願いいたします。また、各府省等のオブザーバーの皆様におかれましても、お時間がございましたら引き続きご出席いただきたいと思います。

樋口委員長 本日はどうもありがとうございました。